

業務指示書

イラク国水資源管理・農業灌漑情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月10日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業灌漑及び水資源管理における各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／水資源政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水資源政策支援に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業・灌漑（計画・分析）】

- 1) 類似業務の経験：農業灌漑整備計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月19日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
安全対策に係る経費

- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(IQD1 = 0.103 円, US\$1 = 118.96 円, EUR1 = 131.21 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/水資源政策
農業・灌漑(計画・分析)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.70 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月2日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
イラク国水資源管理・農業灌漑情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水資源政策	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業・灌漑（計画・分析）	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

イラク共和国（以下、イラクとする）は、1980年以降、3度にわたる戦争により社会経済インフラが破壊され、10年以上に及ぶ経済制裁等により国内経済も後退した。但し近年国際社会の支援を得つつ復興開発が進んでいる。イラクでは、農業セクターはGDPの1割近くを占める重要産業であり、また、失業問題が深刻化しているイラクにおいて、特に農業以外に就労の機会に乏しい地方部では、農業セクターは有望な雇用吸収先としても期待されている。

イラクの農地面積は約600万ヘクタールであり、国土の13%を占めている。この農地の内訳は、約4割がイラク北部に広がる天水耕地、残り6割は国際河川であるチグリス・ユーフラテス川を水源とする中・南部の灌漑耕地である。イラクの年間降水量は、北部で約600mm、北部以外の地域で約200mmと少なく、多くの地域で灌漑農業が不可欠であるが、農業生産基盤の老朽化、灌漑農地での塩類集積、農業技術・知識の不足などにより、農業の生産性は低いままである。加えて、灌漑排水用資機材、灌漑用排水路の維持管理不足による灌漑機能低下や不適切な水資源管理による利用可能水量の減少が確認されており、不安定な治安状況による行政機能の低下と相俟って灌漑農地面積の一層の減少が懸念されている。

また近年、国際河川の上流に位置する近隣諸国において大規模ダムの開発や灌漑開発が相次ぎ、イラク国内への国際河川流入量が大きく減少していることが問題視されている。更に、2014年よりイラク中・北部およびシリアにて台頭しているイスラム過激派組織のISIL（イラク・レバントのイスラム国）にチグリス・ユーフラテス川流域にあるモスルダムを一時占拠されるなど、国内の水資源利用も不安定となっている。こうした状況から、特に同河川下流域にあたるバグダッド以南の地域では、水資源の効率的利用へのニーズが高まり、灌漑排水施設に関する維持管理技術の強化や最適水配分の実施、節水意識の向上と節水技術の農業分野への導入などが喫緊の課題としてあげられている。

これらの背景から、水資源の約9割を消費しているとされる農業部門における効率的水利用の取組みは緊急性が高く、水資源管理と併せた包括的な視点から対処する必要がある。

2. 調査の目的

イラクの農業灌漑及び水資源管理分野において、主に文献調査及びヒアリング調査によ

り以下の情報の収集、確認及び整理を行う。

(1) イラク政府の水資源管理及び農業・灌漑分野にかかる政策、中長期計画

(2) テグリス・ユーフラテス川流域、特に中部・南部の灌漑地域における農業・灌漑の現況、特に灌漑技術・手法及び施設管理技術・手法について現状・将来展望の整理・検討

(3) 他ドナーの支援状況

また上記の情報を分析し、イラクの総合的な水資源管理における農業・灌漑分野の位置付けを再確認する。中・長期的な視点に立った JICA の支援戦略の見直しと精緻化を図るために本調査を実施する

3. 調査対象地域

テグリス・ユーフラテス川流域、特に中部・南部の灌漑耕地域を中心としたイラク全土。
(渡航はバグダッド及びバスラ周辺の渡航可能地域のみ)

4. 関係機関

イラク連邦水資源省、イラク連邦農業省、Prime Ministry Advisory Committee (PMAC) Agricultural Initiative (首相府顧問会議農業イニシアチブ (AI) ¹)、イラク連邦環境省

5. 調査業務の範囲

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するため、「4. 関係機関」で記載されている各機関及び JICA と十分な意見交換を行いながら「6. 調査実施上の留意事項」に留意したうえで「7. 調査業務の内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「8. 成果品等」で記載される報告書を作成し JICA に提出する。

6. 調査実施上の留意事項

(1) 国内準備作業期間について

本調査は現地調査期間が短い中で、今後の協力方針を検討するための幅広い情報収集及び計画作成が求められる。従って、事前の国内準備作業期間において、既存資料の確認・分析、及びイラク側とのメール・電話による事前確認及び調整を実施し、調査・協議項目を整理した上で現地調査に臨む必要がある。

(2) 調査コンポーネント

以下の 5 点を主要な柱とする。

① イラク国の水資源管理及び農業・灌漑分野の現状を確認すること

ア) 水資源管理にかかる政策及び計画、並びにそれらの優先順位、法制度、行政体

¹ PMAC は首相府に対するアドバイザーグループとして設置されている機関であり、農業分野については、農業イニシアチブ (AI) がその役割を担っている。

制の現状確認及び情報収集（国家開発計画：National Development Plan 2014年最新版のレビューと不足情報の把握を含む）

- イ) 農業・灌漑分野にかかる政策及び計画、並びにそれらの優先順位、法制度、行政体制の現状確認及び情報収集（国家開発計画：National Development Plan 2014年最新版のレビューと不足情報の把握を含む）
 - ウ) 水資源管理および灌漑農業の現況と課題にかかる情報収集（関係省庁が把握している情報の精緻度の確認を含む）
 - エ) 主要ドナーによる水資源管理、農業・灌漑分野支援の動向及び過去の主要な実績にかかる情報収集（World Bank、UNESCO、USAID 等他ドナーによる調査結果のレビューを含む）
 - オ) 水資源管理及び灌漑分野の技術・手法及び施設管理技術・手法について現状・将来展望の情報収集及び整理・検討
- ② イラクにおける農業・灌漑プロジェクトの実態に関する確認・情報収集及び分析をすること
- ア) イラク国地方灌漑プロジェクト（灌漑・排水ポンプ修復・取換）の達成度と現状
 - イ) 今後予定される近代灌漑設備の政府優先地域の確認と現状分析
- ③ 上記①及び②を踏まえイラクにおける農業・灌漑分野の解決すべき課題の整理・分析をすること
- ④ 今後 JICA がイラクの農業・灌漑分野に対して協力を行う場合の留意点を整理すること
- ⑤ 上記①及び②を踏まえ、イラクが今後農業・灌漑分野において優先して開発（リハビリを含む）することが望ましい地域、及びその地域にふさわしい技術、特に、JICA が協力を行う場合に有望な対象となり得るサイトに関する周辺情報（サイトの現状、イラク側の開発（リハビリ）計画等）を整理すること。また、JICA が協力を行う場合に留意すべき、灌漑技術・手法及び施設管理技術・手法について現状及び求められる適正な技術・手法を整理・検討すること。

(3) 便宜供与等

本調査は JICA が主体的に実施するものであり、イラク連邦およびクルディスタン地域政府からの便宜供与は限定される。従って、コンサルタントの円滑な調査実施のため、JICA イラク事務所が、「4. 関係機関」に記載された省庁等に対し、調査スケジュール通知と調査への協力依頼及びの初回のアポイント取り付け、支援等のサポート及び面談等への同行を予定している。

但しコンサルタントは調査開始時に、インセプションレポート（本調査の概要を記載したイラク関係者向けの説明資料）（英語）を作成し、「4. 関係機関」に記載された

省庁等対して本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を丁寧に説明したうえで、それらの機関に協力を求めること。

(4) 安全管理

イラクにおける日本人を含めた外国人の活動は、イラク情勢の悪化により非常に制限されている。よって、コンサルタントがイラク国内における現地踏査及び面談等を行う際には、JICA イラク事務所および在イラク日本大使館の安全管理情報を踏まえること。なおバグダッドでの省庁面談が困難である場合、バスラ若しくはアンマンでの面談及びワークショップ形式での情報収集が必要となる場合もある。プロポーザルにて、現地調査の実施場所、及び、適切な方法を提案すること。

(5) JICA の同分野に対する協力実績を踏まえた調査

コンサルタントは、以下に示すこれまでのイラクの水資源管理及び農業・灌漑における JICA の協力案件及び調査の実績（成果、教訓、課題）を事前に把握した上で、調査を実施すること。

- ・ 技プロ「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」（2012 年 4 月～2015 年 3 月）
- ・ 円借款案件「灌漑セクターローン」（2008 年 1 月 L/A 調印）

(6) 他調査を実施するコンサルタントとの情報交換

本コンサルタントは、同時期にイラクで別途実施中の「灌漑セクターローン」に係る案件実施支援（SAPI）調査」を実施するコンサルタントとも適時協調・情報交換を実施すること。

7. 調査業務の内容

コンサルタントは、本邦における既存資料の収集・整理・分析、イラクにおける水資源管理及び農業・灌漑分野関係者（政府機関含む）からの情報・資料収集や聞き取り・ワークショップ形式での情報収集を通じて、調査・分析する。イラクの総合的な水資源管理における農業・灌漑分野の位置付けを再確認し、特に中・長期的な視点に立った JICA の支援戦略の見直しと精緻化を提言する。また調査の進捗状況に応じ、途中経過を JICA へ報告し、意見交換をしながら調査を進めることが求められる。具体的には以下の時点において会議を行い、当該時点以降の調査の方向性について検討を行う。またファイナル・レポートに含まれる提言には、本調査終了後に JICA がフォローアップすべき事項を含める。なお、調査の過程においては、現地傭人の活用も可能であり、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

- ① インセプションレポート作成時（英語版プレゼン含む）（2015年7月下旬から8月中下旬）
- ② 第2次国内作業終了時（第2次現地調査開始時）の英語版プレゼン（2015年9月中下旬）
- ③ 第3次国内作業終了時（第3次現地調査開始時）の英語版プレゼン（2015年11月上中旬）
- ④ ドラフト・ファイナル・レポート作成時（2015年12月上旬）

コンサルタントが国内及び現地で実施することが想定される作業は以下のとおり。

(1) 第1次国内準備作業（2015年7月下旬から8月中下旬）

以下の項目について現地調査の基本方針および具体的な調査方法の検討を行う。またこれを踏まえインセプションレポートを作成する。

- ① イラクにおける水資源計画・開発の全体像
 - ア) 国家計画における水資源管理セクターの位置付け
 - イ) 水資源管理の国家政策及び開発計画
 - ウ) 国際河川流域の水資源（地表水のみ）管理政策・フレームワーク・法制度
 - エ) 国際河川水資源（地表水のみ）のイラクにおける現状と課題
 - オ) 水資源管理技術・手法及び施設管理技術・手法について現状・将来展望を整理・検討
- ② イラクにおける農業・灌漑分野の国家戦略
 - ア) 国家計画における農業・灌漑セクターの位置付け
 - イ) イラクの水資源計画・開発の中で灌漑の占める位置づけ
 - ウ) 農業・灌漑分野の国家政策及び開発計画
 - エ) 農業・灌漑分野の法制度
 - オ) 農業・灌漑担当各省庁および各県担当局の体制・政策
 - 人員・組織体制（地方組織を含む。）
 - 各部局の所掌
 - 農業・灌漑部門への予算配分
 - カ) イラク国各地方灌漑プロジェクトの詳細及び達成度と現状
 - キ) 農業・灌漑体制・政策実施における現状と課題
 - ク) 今後予定される近代灌漑設備の政府優先地域の確認と現状分析
 - ケ) 灌漑技術・手法及び施設管理技術・手法について現状・将来展望を整理・検討
 - コ) 2003年以降（イラク戦争終結後）の農業分野の経済分析
 - イラク農業自給率、灌漑面積、農業分野のGDP、農業分野の雇用率の推移
 - 調査対象地区の農家の年間所得分析および年間設備投資のコスト分析。これを踏まえての現実的な農民の費用分担分析を行う。

- ③ イラクにおける水資源管理/農業・灌漑分野の主要援助機関の活動状況（実施中及び将来計画事業の基本方針、内容、対象重点地域、予算規模等）。想定される対象援助機関・国等は以下の通りだが、この他国際 NGO 等現地で活動している機関にヒアリングをすることを妨げるものではない。

ア) 国連機関（FAO、UNDP 等）

イ) 援助機関及び援助国（世界銀行、EU、米国、英国、ドイツ、スイス、イタリア等）

- ④ インセプションレポートを作成し JICA へ説明する。

(2) 第 1 次現地調査（2015 年 8 月中下旬から 9 月上旬）

- ① JICA イラク事務所にインセプションレポート（英文）の説明を行う。
- ② 「4. 関係機関」に記載されている各機関に、インセプションレポート（英文）を提出し、本調査の内容・方針を説明する。
- ③ イラクの水資源管理及び農業・灌漑分野の現状確認（イラクの政策・計画・重要施策等及びそれらの優先順位、行政体制の現状確認、並びに水資源及び灌漑技術・手法及び施設管理技術・手法について現状・将来展望を整理・検討を含む）また、各種指標並びに現在及び今後の課題について、「4. 関係機関」に記載されている各機関から聴取する。
- ④ 他ドナーの水資源管理及び農業・灌漑分野における支援状況（今後の計画も含む）の調査を行う。
- ⑤ チグリス・ユーフラテス川流域、特に中部・南部の灌漑耕地域を中心に、以下の観点で調査を行う。
- イラク政府の自己資金にて実施された中・南部地方灌漑プロジェクト（灌漑・排水ポンプ修復・取換）の達成度と現状・課題についての情報収集
 - 今後中・南部地方にて予定される近代灌漑設備整備（改修・新規）の政府優先地域の確認と現状分析。
 - 農業セクターの経済分析に必要な情報収集・分析

(3) 第 2 次国内作業（2015 年 9 月上旬から 9 月下旬）

- ① 第 1 次現地調査の結果を踏まえ情報整理を行い、追加で聴取必要な項目を確認する。
- ② 同時期に実施されている調査実施予定の灌漑分野の調査と協調・情報交換を実施する。
- ③ ①、②の結果を踏まえ、イラク側に質問票の送付を行い、必要情報の提供を要請する。第 1 次現地調査の情報収集フォロー、関係者調整等、必要に応じて、現地支援要員を備上可。

- ④ 第2次現地調査では、2015年3月迄実施した技術協力プロジェクト「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」対象サイトでの状況・教訓、及び、今後の農業・灌漑分野の協力の可能性についての情報収集が必要であるため、既存資料を確認・分析の上、確認すべき項目を整理する。なお同技術協力プロジェクトの資料は、調査開始後にJICAから共有する。
- ⑤ ①から④について、JICAと協議を実施する。

(4) 第2次現地調査 (2015年9月下旬から10月上旬)

- ① JICAイラク事務所に第2次国内作業の結果(英文プレゼン)の説明を行う。
- ② 現地調査開始時には、「4.関係機関」に記載されている機関等に対して第2次国内作業の結果(英文プレゼン)及び第2次現地調査の内容・方針を説明する。
- ③ 業務関係者(第1次現地調査で対象県となった水資源局・農業局を含むイラク側関係機関)との会議を開催し、第1次現地調査の結果から追加的に必要な項目につき情報収集を行う。
- ④ 2015年3月迄、イラクで実施した技術協力プロジェクト「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」の中南部地域における対象サイトでの状況・教訓、及び、今後の農業・灌漑分野の協力の可能性について情報収集を実施する。ワークショップ形式での関係者からの情報収集も想定される。
- ⑤ ①から④の結果を踏まえ、イラクに対して今後JICAが農業・灌漑分野において協力を行う場合に有望なサイトの周辺情報を整理する。また、JICAが協力を行う場合に留意すべき、水資源管理及び灌漑技術・手法及び施設管理技術・手法について現状及び求められる適正な技術・手法を整理・検討すること。

(5) 第3次国内作業 (2015年10月上中旬から11月上中旬)

- ① 第1、2次現地調査の結果を踏まえ情報整理を行い、追加で聴取必要な項目を確認する。
- ② 同時期にイラクで別途実施中の「灌漑セクターローン」に係る案件実施支援(SAPI調査)と協調・情報交換を実施する。
- ③ ①、②の結果を踏まえ、イラク側に質問票の送付を行い、必要情報の提供を要請する。第1、2次現地調査の情報収集フォロー、関係者調整等、必要に応じて、現地支援要員を備上可。
- ④ 第3次現地調査では、2015年3月迄、実施した技術協力プロジェクトの「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」対象サイトでの状況・教訓、及び、今後の農業・灌漑分野の協力の可能性に加えて、今後の協力の候補地の同様の情報収集・分析が必要であるため、現地支援要員との連携を図りながらこれまでの情報を分析の上、確認すべき項目を整理する。なお同技術協力プロジェクト

トの資料は、調査開始後に JICA から共有する。

⑤ ①から④について、JICA と協議を実施する。

(6) 第 3 次現地調査 (2015 年 11 月上中旬から 11 月下旬)

- ① JICA イラク事務所に第 3 次国内作業の結果 (英文プレゼン) の説明を行う。
- ② 現地調査開始時には、「4. 関係機関」に記載されている機関等に対して第 3 次国内作業の結果 (英文プレゼン) 及び第 3 次現地調査の内容・方針を説明する。
- ③ 業務関係者 (第 1、2 次現地調査で対象県となった水資源局・農業局を含むイラク側関係機関) との会議を開催し、第 1、2 次現地調査の結果から追加的に必要な項目につき情報収集を行う。
- ④ 2015 年 3 月迄、イラクで実施した技術協力プロジェクト「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」の中南部地域における対象サイトでの状況・教訓、及び、今後の農業・灌漑分野の協力の可能性に加えて、今後の協力の候補地の同様の情報収集・分析情報収集を実施する。ワークショップ形式での関係者からの情報収集も想定される。
- ⑤ ①から④の結果を踏まえ、イラクに対して今後 JICA が農業・灌漑分野において協力を行う場合に有望なサイトの周辺情報を整理する。

(7) 第 4 次国内作業 (2015 年 11 月下旬から 2016 年 1 月上中旬)

- ① メール及び電話にてイラク側関係機関との協議を継続し、これまでの現地調査で収集しきれなかった情報を収集する。必要に応じて、現地支援要員を備上可。
- ② 必要に応じて、同時期にイラクで別途実施中の「灌漑セクターローン」に係る案件実施支援 (SAPI) 調査」と協調・情報交換を実施し、調査精度向上に努める。
- ③ 水資源管理/農業・灌漑分野の開発課題の抽出。第 1 次国内作業から第 2 次現地調査で収集・確認した情報を基に、今後イラクがそれぞれ水資源管理及び農業・灌漑分野の政策、開発計画を実施するうえで克服すべき課題と制約要因を抽出する。
- ④ 水資源管理及び農業・灌漑分野における今後の方針としての活動の例、協力の留意点を整理する。上記の情報及び分析を踏まえ、今後、JICA がイラクに対して水資源管理/農業・灌漑分野の協力を行っていく場合の今後の方針としての活動例、留意点について、並びに優先対象地域の絞り込み分析を整理する。
- ⑤ 水資源管理及び灌漑技術・手法及び施設管理技術・手法について現状及び求められる適正な技術・手法を整理・検討すること。
- ⑥ 経済分析も含めた社会・経済的なファクターの情報収集・分析。灌漑セクターで想定される計画の経済効果・負担分析を整理する。分析結果は今後の JICA 協力の優先対象地域絞り込みを行う際の考慮すべき観点として活用する。
- ⑦ これまでの調査結果・分析・提言をドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、

JICA 農村開発部及び JICA 中東・欧州部に説明の上、協議実施する。

- ⑧ ドラフト・ファイナル・レポートに係る JICA 農村開発部及び JICA 中東・欧州部との協議を踏まえて、ファイナル・レポートを作成し、最終成果品として提出する。

8. 成果品等

(1) 報告書類

コンサルタントは、調査の各段階において以下の通り報告書を作成し、JICA に提出する。なお成果品は、ファイナル・レポートとする。

- ① インセプション・レポート (IC/R) : 英文 20 部 (プレゼン資料含む)、和文 5 部 (要約のみ)、電子データ : CD-ROM 3 枚
 - ② プレゼン資料 (第 2 次国内作業までの結果纏め) : 英文 40 部、電子データ : CD-ROM 3 枚
 - ③ プレゼン資料 (第 3 次国内作業までの結果纏め) : 英文 40 部、電子データ : CD-ROM 3 枚
 - ④ ドラフト・ファイナル・レポート (Df/R) : 英文 5 部 (要約部およびプレゼン資料のみ)、和文 5 部、電子データ : CD-ROM 3 枚
 - ⑤ ファイナル・レポート (F/R : 製本) : 英文 15 部、和文 10 部 (要約を含む)、電子データ : CD-ROM 3 枚
- なお、F/R を除き、簡易製本とする。

(2) 収集資料

コンサルタントが調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものには、情報源として使用した URL を記載する。

(3) 議事録・写真

現地調査時に撮影した写真 (30 枚程度を上限とし、調査した現場の写真を含めること) を F/R に添付する。

(4) 報告書作成時の留意点

- ① 報告書の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照するものとする。
- ② 内容を的確かつ簡潔に記述する。また、英文の外国語はネイティブ・スピーカーによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

- ③ 報告書が特に分冊方式になる場合、本編と別冊との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- ④ 本調査の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICA との協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱う。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程

調査は2015年7月下旬より開始し、2016年1月中旬の終了を目処とする。

	2015年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2016年 1月
第1次国内作業		□					
インセプション・ レポート提出		△					
第1次現地調査			■				
第2次国内作業			□				
第2次現地調査				■			
第3次国内作業				□			
第3次現地調査					■		
第4次国内作業						□	
ドラフト・ファイナ ル・レポート提出						△	
ファイナル・レポ ート提出							△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体：11.40 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容を考慮の上、より適切な構成がある場合は、上記業務量の範囲内で明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／水資源政策（2号）
- ② 農業／灌漑（計画・分析）（3号）
- ③ 農業／灌漑（政策）
- ④ 経済分析／業務調整

3. 参考資料

(1) 配布資料

技プロ「イラク国・灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」プロジェクト業務完了報告書

4. 特別経費

イラク国内で現地調査をする際は、下記の特別経費を認める。

(1) 一般業務費等の直接経費

業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、コンサルタントは下記「6. その他特記すべき留意事項」に記載の通りの安全管理を行うため、調査対象地域の治安状況に応じ、次の条件により当該経費を契約金額に含めることができるものとする。なお、当該経費の見積もりは別見積とする。

- ① 民間警備員備上、（防弾車、警護者及びその運転手を含む）安全対策設備費等
- ② 通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金）
- ③ 各種保険契約（現金輸送、生命保険（現地スタッフ）、戦争特約等）
- ④ 現地業務調整などの傭人

(2) 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購

入ができる。

(3) 宿泊料

宿泊料については、一泊毎の経費について、規定の額を超えない場合は規定の額で積算・精算し、規定の額を超える場合には実費精算とする。見積書は規定の額で作成すること。必要に応じ、契約金額を超えて精算することも可とする（約款の一部を変更して適用する。）。なお、宿泊先は JICA イラク事務所が指定する宿泊施設とする。

(4) 一般管理費等率

本調査では治安面で十分安定しているとはいえない、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率につき 10% を上限として加算できる。

5. 調査用資機材の輸出管理

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラクの治安状況については、JICA イラク事務所、在イラク日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

イラク国内での現地調査は、同国滞在日数が 12 日以内となるような日程を原則とし、現地調査日程について前広に JICA 中東・欧州部に連絡・調整した上で確定する。なお、イラク国内における調査時には、下記の安全対策措置を講じることを前提として、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

- ① 初めてイラク国に派遣される調査団員は、渡航前に安全管理ブリーフィングを必ず受講する。ただし、既に関係者としてイラク国に派遣された経験があり、直近の派遣から 1 年未満の派遣者については必須とはしない。
- ② 早め（2 か月前目途）に渡航・移動の予定を JICA 中東・欧州部と協議の上、JICA イラク事務所に連絡する。同事務所は承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダッド日本大使館等関係者に対して事前報告を行う。
- ③ 民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。
- ④ 事務所（安全対策担当）安全対策クラーク、及び PSD（Personal Security Detail：警護要員）の指示には必ず従うこと。特に移動中は、PSD の指示に

必ず従い、勝手な行動はしない。

- ⑤ 防弾車両で移動を行う。
- ⑥ 出入国時及びイラク国内移動時には、必ず事務所に連絡を入れる。
- ⑦ 渡航先は、JICA 中東・欧州部と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を講じた上で渡航を行う。
- ⑧ 移動時（宿舎からの外出時）は常にパスポートとその他 ID を携行する。
- ⑨ 携帯電話（必要に応じて衛星携帯電話）は常に携行し、連絡が取れるようにする（宿舎内の移動時も含む）。また、充電・クレジット切れにならないよう注意する。
- ⑩ 宿泊先は、バグダッドに関しては、基本的に、事務所が立地する CRG コンパウンドかバグダッド国際空港に隣接する BIAP ホテルのみ滞在可能。その他の宿舎（例：他の警備会社が運営するコンパウンド）に宿泊したい場合は、事前に事務所に相談し、安全対策上問題がない場合のみ許可される。バスラの宿泊先に関しては、IEC（Iraq Energy City：バスラ市郊外に立地し、CRG 社事務所が IEC 内に立地している）を優先とする。但し空きがない場合や業務上やむを得ない場合は、事務所の事前了解を前提として他の宿泊先（基本的に Basrah International Hotel）の宿泊も可とする。
- ⑪ 日没後・夜間の移動・外出は原則禁止とする。
- ⑫ 戦争特約・功労金に伴う手続きを行う。

(2) 調査用務先について

調査用務先の場所、連絡先等は対外秘であることから、業務実施契約書締結後にコンサルタントへ連絡する。